



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

### ○ 規則

\*135 和歌山県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

(経営支援課) ..... 1

## 規 則

### 和歌山県規則第135号

和歌山県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県農業協同組合法施行細則 (平成14年和歌山県規則第70号) の一部を次のように改正する。

別記第6号様式を次のように改める。

別記第6号様式 (第7条関係)

指定組合指定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地  
組合名  
代表者職氏名

農業協同組合法 (以下「法」という。) 第10条第18項の規定により指定組合の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 農協の概要

(1) 組合員数

正組合員数	准組合員数	計

(2) 役職員数

役員数				職員数	計
理事数	うち常勤	監事数	うち常勤		

2 指定理由

3 指定組合の基準及び承認の要件の適合状況

(1) 貯金及び定期積金の合計額

億円

( 年 月1日から 年 月末日までの平均残高)

(参考) 過去5か年間の貯金等の推移

(単位: 百万円)

区分 \ 年度	年度	年度	年度	年度	年度
貯金額					
定期積金額					
計					

(記載上の注意)

- 1 事業年度の平均残高により記入する。
- 2 5年以内に合併している場合は、合併以後とする (以下同じ。)

(2) 財務内容等

ア 単体自己資本の比率 ( 年度末)

(単位: 百万円)

項目	当期末	前期末
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額		
うち、出資金及び資本準備金の額		
うち、再評価積立金の額		
うち、利益剰余金の額		
うち、外部流出予定額 (△)		
うち、上記以外に該当するものの額		
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額		
うち、適格引当金コア資本算入額		
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
うち、回転出資金の額		
うち、上記以外に該当するものの額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)		
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額		
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		
特定項目に係る10パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		
特定項目に係る15パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		

コア資本に係る調整項目の額 (ロ)				
自己資本				
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産 (オン・バランス) 項目				
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額				
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)				
うち、上記以外に該当するものの額				
オフ・バランス項目				
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)				
自己資本比率				
自己資本比率 (ハ) / (ニ)		%		%

(記載上の注意)

- この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第11条の2第1項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第1号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 遡及適用又は誤記の訂正により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

(参考) 過去5か年間の単体自己資本比率の推移

(単位: %)

区分	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末
自己資本比率						

ア-2 連結自己資本の比率 ( 年度末) (単位: 百万円)

項目	当期末	前期末	
		経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額			
うち、出資金及び資本準備金の額			
うち、再評価積立金の額			
うち、利益剰余金の額			
うち、外部流出予定額(△)			
うち、上記以外に該当するものの額			
コア資本に算入される評価・換算差額等			
うち、退職給付に係るものの額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額			
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額			
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額			
うち、適格引当金コア資本算入額			
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
うち、回転出資金の額			
うち、上記以外に該当するものの額			
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)			
コア資本に係る調整項目			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額			
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額			
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額			
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額			
適格引当金不足額			
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額			
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額			
退職給付に係る資産の額			
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額			
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額			
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額			
特定項目に係る10パーセント基準超過額			
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額			
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額			
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額			
特定項目に係る15パーセント基準超過額			
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額			

うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額				
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)				
自己資本				
自己資本の額 ( (イ) - (ロ) ) (ハ)				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産 (オン・バランス) 項目				
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額				
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)				
うち、上記以外に該当するものの額				
オフ・バランス項目				
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)				
連結自己資本比率				
連結自己資本比率 ( (ハ) / (ニ) )		%		%

(記載上の注意)

- この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第11条の2第1項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第2号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 遡及適用又は誤記の訂正により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

(参考) 過去5か年間の連結自己資本比率の推移

(単位: %)

区分	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末
自己資本比率						

イ 剰余金又は損失金 ( 年度末)

(単位: 百万円)

項目	金額	備考
当期剰余金又は損失金 (a)		
前期繰越剰余金又は損失金 (b)		
当期末処分剰余金又は当期末処理損失金 (a+b)		

(記載上の注意)

損失金の場合は金額に△を表示する。

ウ 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令 (以下「命令」という。) 第6条の2第1項第2号ハに定める合計額の比率

$$\frac{\text{命令第6条の2第1項第2号ハに定める合計額}}{\text{総貸出残高}} \times 100 = \quad \%$$

(参考) 過去5か年間の命令第6条の2第1項第2号ハに定める合計額の比率の推移

(単位:百万円、%)

区分	年度	年度	年度	年度	年度	年度
総貸出残高						
命令第6条の2第1項第2号ハに定める合計額						
命令第6条の2第1項第2号ハに定める合計額の比率						

(3) 貯貸率及び業務執行体制

ア 貯貸率 ( 年度 ) 平均貯貸率 %

(単位:百万円、%)

区分	月	月	月	月	月	月
貯金額						
貸出金額						
貯貸率						
	月	月	月	月	月	月
貯金額						
貸出金額						
貯貸率						

イ 員外貸出率 ( 年度 ) 平均員外貸出率 %

(単位:百万円、%)

区分	月	月	月	月	月	月
組員貸出金額						
員外貸出金額						
員外貸出率						
	月	月	月	月	月	月
組員貸出金額						
員外貸出金額						
員外貸出率						

(記載上の注意)

員外貸出金額は、地方公共団体、金融機関貸付等員外利用規制対象外のものを除く。

ウ 員外利用の実態及び見込み

エ 審査体制

担当部	担当課(室)	業務区分	職員数		備考
				うち担当職員数	

(記載上の注意)

- 1 職務権限規程により記入すること。
- 2 貸出部門及び審査部門を区別して記入すること。

オ 内部けん制体制及び内部監査体制

(ア) 貸出しに係る業務の職務権限

項目	職務分掌	権限者				
		組合長	常勤理事	参事	部長	課長

(記載上の注意)

職務権限規程により記入すること。

(イ) 内部監査体制の概要

a 内部監査担当部署

区分	担当部署	職員数	備考
内部監査			

(記載上の注意)

監事が常勤の場合は備考欄にその旨を記載すること。

b 内部監査の実施状況

カ その他(違法、不正事案及び紛争事案の状況等)

4 信用農業協同組合連合会の意見

(添付資料)

- (1) 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表(連結財務諸表を含む。)
- (2) 組織図
- (3) 理事会(当該事項について経営管理委員会で議決を行った場合には経営管理委員会)議事録  
謄本
- (4) その他参考となる書類

別記第78号様式を次のように改める。

別記第78号様式(第48条関係)

## 特定農業協同組合承認申請書

年 月 日

和歌山県知事様

所在地  
組合名  
代表者職氏名

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第59条の規定により特定農業協同組合の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

## 記

1 余裕金の運用先拡大の必要性

2 今後の余裕金運用の基本的考え方

3 信用農業協同組合連合会との調整の経過

4 特定農業協同組合の基準及び承認の要件の適合状況

(1) 貯金及び定期積金の合計額 億円  
( 年 月1日から 年 月末日までの平均残高)

(参考) 過去5か年間の貯金等の推移

(単位:百万円)

区分	年度	年度	年度	年度	年度	年度
貯金額						
定期積金額						
計						

(記載上の注意)

- 1 事業年度の平均残高により記入すること。
- 2 5年以内に合併している場合は、合併以後とする(以下同じ。)

(2) 財務内容等

ア 単体自己資本の比率 ( 年度末) (単位: 百万円)

項目	当期末	前期末
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額		
うち、出資金及び資本準備金の額		
うち、再評価積立金の額		
うち、利益剰余金の額		
うち、外部流出予定額 (△)		
うち、上記以外に該当するものの額		
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額		
うち、適格引当金コア資本算入額		
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
うち、回転出資金の額		
うち、上記以外に該当するものの額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)		
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額		
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額		
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		
特定項目に係る10パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		
特定項目に係る15パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		

コア資本に係る調整項目の額 (ロ)				
自己資本				
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産 (オン・バランス) 項目				
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額				
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)				
うち、上記以外に該当するものの額				
オフ・バランス項目				
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)				
自己資本比率				
自己資本比率 (ハ) / (ニ)		%		%

(記載上の注意)

- この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、農業協同組合法（以下「法」という。）第11条の2第1項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第1号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 遡及適用又は誤記の訂正により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

(参考) 過去5か年間の単体自己資本比率の推移

(単位：%)

区分	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末
自己資本比率						

ア-2 連結自己資本の比率 ( 年度末)

(単位:百万円)

項目	当期末	前期末	
		経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額			
うち、出資金及び資本準備金の額			
うち、再評価積立金の額			
うち、利益剰余金の額			
うち、外部流出予定額(△)			
うち、上記以外に該当するものの額			
コア資本に算入される評価・換算差額等			
うち、退職給付に係るものの額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額			
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額			
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額			
うち、適格引当金コア資本算入額			
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
うち、回転出資金の額			
うち、上記以外に該当するものの額			
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)			
コア資本に係る調整項目			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額			
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額			
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額			
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額			
適格引当金不足額			
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額			
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額			
退職給付に係る資産の額			
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額			
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額			
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額			
特定項目に係る10パーセント基準超過額			
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額			
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額			
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額			
特定項目に係る15パーセント基準超過額			
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額			

うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)				
自己資本				
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産(オン・バランス)項目				
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額				
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額(Δ)				
うち、上記以外に該当するものの額				
オフ・バランス項目				
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)				
連結自己資本比率				
連結自己資本比率 (ハ) / (ニ)		%		%

(記載上の注意)

- この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第11条の2第1項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第2号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 遡及適用又は誤記の訂正により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

(参考) 過去5か年間の連結自己資本比率の推移

(単位: %)

区分	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末
自己資本比率						

イ 剰余金又は損失金 ( 年度)

(単位: 百万円)

項目	金額	備考
当期剰余金又は損失金 (a)		
前期繰越剰余金又は損失金 (b)		
当期末処分剰余金又は当期末処理損失金 (a+b)		

(記載上の注意)

損失金の場合は金額に△を表示する。

ウ その他財務内容及び事業運営に関し特記すべき事項

(ア) 財務内容(特定農協告示(※)第2条第2号ハに定める合計額の状態等)

※ 農業協同組合法施行令第31条並びに第32条第1項及び第3項第2号から第4号までの規定に基づき、主務大臣の指定する金融機関等を定める件(平成13年12月28日金融庁・農林水産省告示第19号)をいう。

(イ) 事業運営(違法・不正事案及び紛争事案の状況等)

(3) 事業執行体制

ア 常勤理事及び参事の状況

役職名	氏名	専門担当職務	勤務の状況	備考

(記載上の注意)

- 1 組合長を除く常勤理事及び参事について記載する。
- 2 専門担当職務が定められていない場合は、その欄を空欄とする。
- 3 「職務の状況」欄は、1週間における平均的な出勤日数を記載する。

イ 運用担当部署の設置及び運用担当職員の状況

担当部	担当課(室)	業務区分	職員数		備考
				うち運用担当職員数	

(記載上の注意)

- 1 職務権限規程により記入する。
- 2 運用担当職員は、余裕金の有価証券等への運用に関し知識と経験を有する職員とする。

ウ 内部けん制体制及び内部監査体制

(ア) 余裕金運用に係る業務の職務権限

項目	職務分掌	権限者				
		組合長	常勤理事	参事	部長	課長

(記載上の注意)

職務権限規程により記入する。

(イ) 内部監査体制の概要

a 内部監査担当部署

区分	担当部署	職員数	備考
内部監査			

(記載上の注意)

監事が常勤の場合は備考欄にその旨を記載する。

b 内部監査の実施状況

(添付資料)

- (1) 貯金及び定期積金の合計額の直近2年間の月別平均残高

- (2) 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表(連結財務諸表を含む。)
- (3) 組織図
- (4) 職務権限規程
- (5) 余裕金運用規程
- (6) 内部監査規程
- (7) 理事会(当該事項について経営管理委員会で議決を行った場合には経営管理委員会)議事録  
謄本
- (8) その他参考となる書類

別記第80号様式を次のように改める。

別記第80号様式(第50条関係)

総会(総代会)終了届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地  
組合名(農事組合法人)  
代表者職氏名

総会(総代会)を下記のとおり終了しましたので、和歌山県農業協同組合法施行細則第50条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

## 記

- 1 総会の種類 第 回通常(臨時)総会(総代会)
- 2 招集通知の日 年 月 日
- 3 開催日時 年 月 日 時から
- 4 開催場所
- 5 正組合員の総数及び出席した正組合員の総数
  - (1) 正組合員の総数 人
  - (2) 出席した正組合員の総数 人
  - (3) 出席した正組合員のうち
 

}	本人出席	人
}	代理人による出席	人
}	書面による議決権の行使	人
- 6 役員の数及び出席した役員の総数
  - (1) 役員の数 理事 人・監事 人
  - (2) 出席した役員の総数 理事 人・監事 人

## (関係書類)

- 1 総会(総代会)提出議案
- 2 総会(総代会)議事録謄本
- 3 業務報告書
- 4 事業計画書又は変更事業計画書
- 5 財産目録
- 6 貸借対照表
- 7 損益計算書
- 8 剰余金処分案又は損失処理案

※ 3から8までの関係書類の提出については、総会(総代会)において決議した場合に限る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の別記第6号様式、別記第78号様式及び別記第80号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。